

公 告

制限付き一般競争見積を次のとおり行うので、高知市契約規則（昭和 40 年規則第 4 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 3 月 5 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 競争見積に付する事項

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業 務 名 | 令和 8 年度高知市小動物死骸収集運搬業務 |
| (2) 事業場所 | 高知市全域 |
| (3) 業務概要 | 高知市環境業務課の業務時間外における小動物の死骸の収集運搬及び高知市清掃工場への搬入業務 |
| (4) 履行期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで |

2 競争見積に参加する者に必要な資格に関する事項その他見積に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 競争見積に参加する者に必要な資格に関する事項等

この業務への競争見積に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者
- (2) 公告日時点において、本市の令和 6・7 年度物件等競争入札参加有資格者又は令和 6・7 年度建設工事入札参加資格者である者
- (3) 公告日から見積提出期限までの間において、本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- (5) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年 4 月 1 日規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者

2 競争見積参加資格申請の方法等

この業務の競争見積に参加しようとする者は、次のとおり申請書類等を提出し、参加の有無について確認を受けなければならない。確認の結果、参加資格があると認められた者に限り、この業務の競争見積に参加することができる。

- (1) 提出書類 「制限付き一般競争見積参加申請書」（指定様式）
- (2) 受付場所 高知市長浜宮田 2000 番地 10
高知市環境部環境業務課（高知市クリーンセンター）
- (3) 受付期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 9 時から同年 3 月 16 日（月）午後 4 時まで
（ただし、土、日を除く。）
- (4) 提出方法 持参、FAX 又は郵送によること。（郵送の場合は、書留郵便で送付するものとし、3 月 16 日（月）午後 4 時必着とする。）また、FAX による提出の場合は送信後、電話により着信を確認すること。

3 質疑書の受付、回答の時期及び方法

- (1) 受付場所 高知市環境業務課
- (2) 提出書類 「質疑書」（指定様式）
- (3) 提出方法 FAX 又は電子メールによること。（郵送・持参は認めない。）なお、FAX 又は電子メールにより提出した場合は、電話により着信を確認すること。
- (4) 受付期限 令和 8 年 3 月 9 日（月）午後 3 時まで
- (5) 回答時期 令和 8 年 3 月 12 日（木）
- (6) 回答方法 回答日から見積提出期限まで環境業務課において閲覧に付するとともに、高知市（環境業務課）ホームページに掲載する。

4 現場説明 実施しない

5 参加資格審査の結果

資格結果通知

申請のあった者には、参加資格の結果を参加資格結果通知により通知する。

- ア 通知日 令和 8 年 3 月 19 日（木）
- イ 方法 申請書の提出があった者全員に FAX により通知する。

6 契約条項を示す場所

高知市環境業務課（高知市クリーンセンター）及び高知市（環境業務課）ホームページ

7 仕様書の閲覧

仕様書の閲覧は次のとおり行うものとする。

(1) 仕様書の閲覧

- ア 場所 高知市環境業務課
（高知市長浜宮田 2000 番地 10 高知市クリーンセンター）
イ 期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）午前 9 時から
同年 3 月 24 日（火）午後 3 時まで（ただし、土、日、祝日を除く）

(2) 電子データでの閲覧

- ア 場所 高知市（環境業務課）ホームページ
イ 期間 令和 8 年 3 月 5 日（木）から同年 3 月 24 日（火）まで

8 競争見積手続等に関する事項

- (1) 提出書類 「業務委託見積書」（指定様式）
なお、見積書の代表者の押印は省略できます。
- (2) 見積提出期限等
- ア 提出期限 令和 8 年 3 月 24 日（火） 午後 3 時必着
イ 提出先 高知市環境業務課
（高知市長浜宮田 2000 番地 10 高知市クリーンセンター）
ウ 提出方法 FAX 又は持参によること。（郵送は認めない。）なお、FAX により提出した場合は、電話により着信を確認すること。

9 辞退

本競争見積の参加有資格者が参加を辞退する場合は、辞退届を提出しなければならない。

辞退届の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 「辞退届」（指定様式）
(2) 提出先 高知市環境部 環境業務課
(3) 提出期限 見積書の提出期限に同じ。
(4) 提出方法 FAX 又は持参によること。（郵送は認めない。）なお、FAX により提出した場合は、電話により着信を確認すること。

10 参加資格の喪失

第 5 項の参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第 1 項各号に掲げる参加要件を満たさなくなったとき、又は参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本業務の競争見積に参加することができない。

11 見積条件等に関する事項

- (1) 参加資格決定をされなかった者は、当該競争見積に参加することができない。
(2) 見積書に記載する金額は、別紙仕様書に基づき、回収分 1 回当たりの金額と、未回収分 1 回当たりの金額（税抜き）をそれぞれ記載すること。
※金額の頭には、¥マークを記載すること。
(3) 見積書に記載する金額は、課税事業者・免税事業者を問わず、契約希望単価の 110 分の 100（消費税及び地方消費税あるいは消費税及び地方消費税相当額を抜いた額）を計上した金額とする。
(4) この公告に示した資格要件を満たさない者が行った見積は無効とする。
(5) 回収・未回収の単価の予定価格の範囲内で、回収・未回収の各見積単価に仕様書に定める

予定回数に乗じて得た金額の合計額により、最低の価格をもって見積を提出した者を決定予定者とする。なお、当該競争見積においては、最低制限価格を設定しない。

12 契約締結に関する事項

- (1) 本競争見積は、令和8年度予算の成立を前提に年度開始前準備として行う。
本競争見積に係る令和8年度予算が成立した場合は、令和8年4月1日に決定予定者と契約を締結するものとする。ただし、令和8年3月議会において、予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続について停止等を行うことがある。なお、この場合には本競争見積に係る契約を行うことはできず、本競争見積参加者が本競争見積に要したすべての費用について本市に請求することはできない。
- (2) 見積提出期限から契約を締結するまでの間に、次に掲げる要件のいずれかに該当する者となったときは、決定を取り消すことがある。
 - ア 第1項第1号、第2号、第4号又は第5号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 本市から指名停止又は指名回避等の措置を受けたとき。
 - ウ 高知市競争入札指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
- (3) 本業務の見積及び契約に関する提出書類に虚偽の記載があることが判明したときは、契約を解除することがある。
- (4) 本案件は、契約書を作成する場合、電子契約ができるため、契約相手方が希望する場合は、当該契約の相手方とする決定の通知を受けた後、直ちに『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールの方法により環境業務課（メールアドレス：kc-180800city.kochi.lg.jp）に提出すること。
（※『別記様式「電子契約利用承諾書」』：本市契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について）

13 担当部課

高知市環境部 環境業務課

住 所 高知市長浜宮田 2000 番地 10（高知市クリーンセンター）

電 話 088-856-5374

F a x 088-856-5391

E-mail kc-180800@city.kochi.lg.jp

担 当 宮田